

平成 24 年 10 月 10 日  
(一社) 日本福祉のまちづくり学会 北海道支部  
(公社) 土木学会 土木計画学研究委員会  
移動権に基づく移動環境の整備・評価に関する研究小委員会

各位

## 「移動の権利」に関する連続セミナーの開催

高齢社会を迎え交通バリアフリー法、新バリアフリー法が施行され高齢者や障害者の移動の連続性確保が重要視され、施設整備が進捗されてきました。また、交通基本法の策定（平成 23 年 3 月 8 日閣議決定）により、残念ながら「移動の権利」に関して明確に記述されていないものの各種交通手段の連携により人々の移動を総合的にとらえる必要性が明らかとなってきています。この視点は、これまでの自動車を中心とした施設整備から、人々の移動に注目した施設整備への変化ととらえられます。

しかしながら、これからの施設整備や交通分野、土木計画分野の研究にあたり、人々の移動に関してどの程度の施設整備が必要であるのか、あるいは対象とする人々の範囲をどのように考えるべきなのかといった「移動の権利」や「移動のしやすさ」などの点について、未だ十分な知見や合意を得ているとは言い難い状況です。

そこで「移動権に基づく移動環境の整備・評価に関する研究小委員会」では、「移動の権利」に着目し日本の法律体系から「移動の権利」について知見を得るとともに、既の実施されている移動環境の形成に関する施策について討議し「移動の権利」や「移動のしやすさ」などに関する基本的な認識を形成することを目的として全 5 回の連続セミナーを開催することにしました。

今回は、第 1 回目として『法から見た「移動の権利」』と題し、北星学園大学 岩本 一郎 教授に講演いただくことにしました。

受講を希望する方は、添付の申込用紙にて申込をお願いします。

### 第 1 回 テーマ：法から見た「移動の権利」

講師：北星学園大学 岩本 一郎 教授

開催日時：平成 24 年 11 月 9 日 15 時 00 分～17 時 00 分

会場：北星学園大学 第 2 研究棟 地下 1 階 第 1 会議室

〒004-8631 北海道札幌市厚別区大谷地西 2-3-1

TEL（鈴木克典研究室 D. I.） 011-891-2751 (EXT1812)

アクセスについては、北星学園大学HPを参照ください。

#### 講演概要：

本講演の中心的テーマは、「移動の権利」が生命の権利と同様に、あらゆる人権の前提となる「根源的権利」であることを明らかにすることである。まず、「移動の権利」を憲法上の権利——国家に対する権利——で保障することの法的な意義について確認する。そのうえで、人々の「移動の権利」の憲法上の位置づけ——生存権（憲法 25 条）や居住移転の自由（憲法 22 条）のような既存の権利から導かれる権利か、それとも、「新しい権利」（憲法 13 条）として位置づけられるべきか——、また、「移動の権利」の性格とその保障のあり方——公共交通の位置づけなど——について検討したい。

## 参加申込書 FAX送信票 (011-801-1521)

- ・送付先：株式会社 ドーコン 交通部  
FAX 011-801-1521  
TEL 011-801-1520  
(札幌市厚別区厚別中央1条5丁目)
- ・問合せ先、担当：(株)ドーコン 横山 哲 (TEL：011-801-1520)

### 「移動の権利」に関する連続セミナー参加申込書

	参加者氏名	備考
1		
2		
3		

当セミナーに 関し、担当より 連絡する場合 の担当者をお 書き下さい。	所 属	
	住 所	〒
	氏 名	
	TEL 番号 FAX 番号 E-mail	内線 ( )

\*定員になり次第申し込みを締め切らせて頂きますので予めご了承ください  
申し込み締め切り：平成24年10月31日(水)